

# 会員加入申込書記入例

★所在地	※店舗や事務所、工場の住所・郵便番号・TEL・FAXをご記入ください。				
	〒511-〇〇〇〇	TEL	0594-■▲-□◆◆□	FAX	0594-▲▲-◇◇◇◇
連絡先 (郵便物送付先)	※所在地以外に、郵便物の配達先の指定がある場合などについてはここに記入してください。				
	〒511-△△△△	TEL	0594-■●-□■□■	FAX	0594-◇◇-□□□□
(ふりがな) ★事業所名	※「ふりがな」をご記入ください ゴム印を使用いただいて構いませんが、「ふりがな」はご記入ください。 もし、法人名と店名が違う場合はカッコ( )書きで店名をご記入ください。		★業種 (業務内容)  100文字 以内	御社の営業内容について 業種と営業品目等を具体的に ご記入ください。  ※業種の区分につきまして○ 印をお願いします。	
(ふりがな) 代表者名	※「ふりがな」をご記入ください ゴム印を使用いただいて構いませんが、「ふりがな」・「生年月日」をご記入ください。			区分：製造・建設・卸売 <b>小売</b> サービス・その他	
生年月日	昭・平  年 月 日				
★資本金 (法人のみ)	※個人事業の場合は不要です。  万円		★創立年月 法人設立	昭和・平成・令和	年 月 昭和・平成・令和 年 月
★従業員数	常用従業員 _____ 名 (※パート、アルバイト含まない) 役員・事業主 _____ 名		臨時労働者 _____ 名 (※アルバイト・パート等) 家族従業員 _____ 名 (※個人事業所のみ記載事項)	※加入日時点で従事している人数をそれぞれカウントしてご記入ください。	
★URL	※事業所でホームページをお持ちの場合、URLをご記入ください。				
★E-Mail	※事業所でメールアドレスをお持ちの場合、アドレスをご記入ください。				
年会費 (予定額)	口 円	主  な 取引銀行	銀  行 信用金庫	支店 店	※主要な取引金融機関をご記入ください。
『桑名商工名鑑』登録 ※国内最大の商取引サイト(ビジネス モールに登録されます。登録料無料)	希望する	希望しない	★印の情報がWEBに掲載されます。 ※いずれかに○をつけて下さい。なお、記載が無い場合は掲載いたします。		
当所会報へ新規入会者情報 掲載について	掲載する	掲載しない	※いずれかに○をつけて下さい。なお、記載が無い場合は掲載いたします。		
◆反社会的勢力ではないことの宣誓について ※裏面をお読みいただき自筆にて署名、押印をお願いいたします。					
私(当社)は、裏面記載の桑名商工会議所定款第10条第3項のいずれにも該当しないことを宣誓するとともに、この宣誓に対して虚偽の申告をしたことが半 一切異議を申しません。また、これにより損害が生じ					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主の方の場合は、<b>「認め印」</b>で結構です。</li> <li>・法人の場合は、会社の<b>「代表者印」</b>をお願いします。</li> </ul> </div>					
令和 年 月 日					
事業所名 株式会社 ○ ○ ○		代表者氏名 桑 名 太 郎 			

年会費は、個人事業主の場合、15,000円～ 法人の場合、18,000円～ となります。  
※個人・法人とも企業規模により異なります。

\*会費は、原則として口座振替となりますが、**初年度は、現金にてお願いいたします。**

\*次年度(4/1～)分からは、5/20に別紙「預金口座振込依頼書」にてご登録いただいた、御社の口座より口座振替とさせていただきます。

## 桑名商工会議所定款 抜粋

## 第 10 条 (会員の資格)

本商工会議所の地区内において引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者、協同組合、信用金庫、公社又は経済関係団体は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。（中略）

3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）